

3. 情報の保護・管理

(1) 基本的な考え方

近年、企業を取り巻く情報セキュリティ環境は劇的に変化しました。大規模なサイバー攻撃、経済安全保障、欧州の GDPR (General Data Protection Regulation) を始めとする各国における個人情報保護法令の強化等への対応が緊縛の課題となっております。

プロテリアルグループでは、お客様およびお取引先からお預かりする機密情報や、自社の技術情報、保有個人情報等（以下、情報資産という）を適切に管理、保護、利活用することは大切な企業の社会的責任と捉え、2004年4月に情報セキュリティ基本方針（現、情報セキュリティポリシー）を制定し、その後も関連規則類及びグループ内体制の整備を推進し、情報セキュリティ活動に対し継続的に取り組んでまいりました。2023年1月の日立グループからの離脱後は、プロテリアルグループ独自の情報セキュリティマネジメントの確立を推進しております。

情報資産保護の基本的な考え方 >>



(2) 守るべき情報資産の明確化

守るべき情報資産を明確にするために、プロテリアルグループでは毎年情報資産の洗い出し及びリスク分析を含む、情報セキュリティ自己監査を毎年実施してまいりましたが、日立グループ離脱に伴う規則及び情報資産管理方法の見直しに伴い、2022年度はその実施を見送りました。プロテリアルグループとしての規則等の整備完了後、改めて実施する予定です。

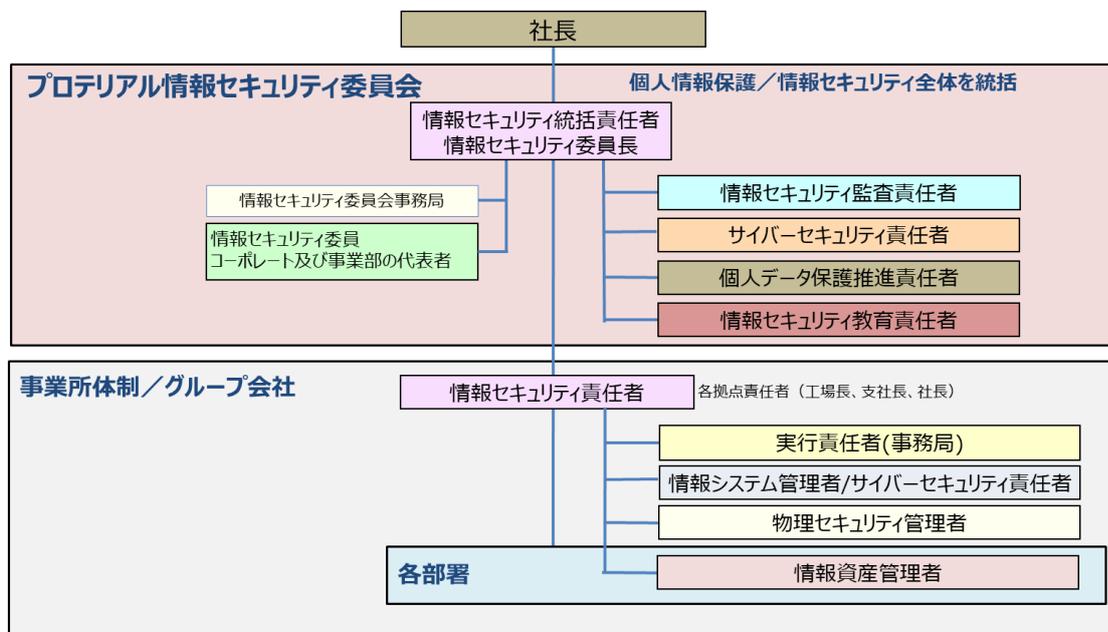
(3) 情報セキュリティ体制の確立

プロテリアルグループでは、情報セキュリティ活動は重要な経営課題と捉え、社規「情報セキュリティマネジメント総則」において社長執行役員直轄の情報セキュリティ統括責任者を委員長とする情報セキュリティ委員会を設置するよう定める等、グループの情報セキュリティ体制を構築いたしました。情報セキュリティ活動の運用確認のためには、情報セキュリティ監査責任者を置き、監査フォロー体制の確立及び、予防プロセスと事後対応プロセスにおけるPDCAサイクル拡充によるフィードバックの徹底を行い、持続的な情報セキュリティ活動に取り組

んでまいりました。

時代の要請に併せ、2017年にはサイバー攻撃リスク増大への対応としてサイバーセキュリティ責任者、2020年には個人情報保護に関するコンプライアンス・リスク対応として個人データ保護推進責任者等を設置し、情報セキュリティ委員会体制を強化しております。

[プロテリアルグループ情報セキュリティ体制概念図]



(4) 施策の整備

標的型攻撃をはじめとした不正アクセスやコンピュータウイルス等外部からのリスクや、社内からの機密情報不正持ち出しや紛失・盗難、メールの誤送信等内部からのリスク、自然災害等さまざまなリスクに対する対策を計画的に実施しております。

このような情報漏洩リスクに対する対策として、以下のように管理的施策と技術的施策の両面で取り組んでおります。

管理的施策としては、「プロテリアルグループのメールアドレスを所持する全従業員の個人所有パソコン等情報機器の業務情報の有無点検および削除」、「個人所有パソコン情報機器の業務情報不保持誓約書のWEB提出」、「紛失防止の為にスマートフォン等携帯情報機器管理ルールの周知徹底」等を継続的に実施してまいりました。

一方、技術的施策としては、「情報資産の社外持ち出し防止対策として全ての社外メールに対するフィルタリングシステムの導入」、「メール誤送信対策としては、誤送信対策ソフトをプロテリアルグループのすべての業務用PCへの導入」を行っています。日立グループ離脱に伴い、サイバー攻撃対策として「EDR導入」、「SASE基盤構築」、「外部からの脅威に対する24時間365日のセキュリティ監視体制」等を日立グループ離脱前と同等環境の構築を完了いたしました。

(5) 従業員教育

毎年、情報機器を利用するプロテリアルグループの全従業員(派遣者等を含む)に対して情報セキュリティ教育を実施し、情報資産の取り扱いや、業務用情報機器利用ルールの徹底を図っております。また、昨今の巧妙な手口によりランサムウェア感染リスクの高い標的型攻撃メールへの対策として標的型攻撃メール模擬訓練を継続して実施し、従業員一人ひとりのセキュリティ意識向上を図っております。

(6) 知的財産の保護と尊重

プロテリアルは行動規範として、「自社の知的財産を保護し、第三者の知的財産を尊重し、これらを効果的に活用して円滑な事業推進を図ります」と定め、これを実践しています。

具体的には、研究・開発・製造等において創造される知的財産の適切な保護と効果的な活用のために、従業員による職務上の発明・考案・意匠の創作に関する権利は、法律に定める手続きに則って制定されたプロテリアルの規則に基づき会社が取得します。取得した権利は、事業のグローバル展開に応じて、国内外において知的財産権として取得・維持され、プロテリアルグループの持続的な成長を支える資産を形成しています。また、自社の知的財産権を侵害する行為に対しては、法的手段による権利の行使等適切な対策を講じています。

一方、他者の知的財産権については、これを侵害する事態を未然に防止し、円滑な事業推進を図るため、プロテリアルの規則により、新製品・新技術の研究・開発・設計等の段階において、国内外の他者の知的財産権を事前に調査しています。その上で、他者の知的財産権の使用が必要な場合には、ライセンスを取得しています。また、従業員に対しては、自社および他者の知的財産の保護と尊重の意識を浸透させるため、知的財産に関する教育・研修を継続的に実施しています。